

公立大学法人公立鳥取環境大学 一般事業主行動計画

教職員が仕事と子育てを両立させることができ、教職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての教職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）に基づき、次のように一般事業主行動計画を策定する。

1 計画期間

平成 30 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日までの 5 か年間

2 内容

目標 1 教職員の育児休業制度の利用を促進する。

<対策>

- ・教職員の育児休業の理解を促進するため、育児休業の取得手続きや制度の概要などの周知を図る。
- ・男性教職員も育児休業を取得できることや配偶者と交互に育児休業を取得することが可能であることの制度周知を行い、更なる育児休業の取得促進に努める。

目標 2 年次有給休暇を取得しやすい環境を整備する。

<対策>

- ・年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに努める。
- ・管理職が率先して年次有給休暇を取得するとともに、積極的に教職員に休暇取得を促す。
- ・事務処理の依頼や照会を行う場合にあっては、業務の執行を妨げることのないよう、余裕を持った期限の設定に努める。

目標 3 時間外勤務の縮減を図る。

<対策>

- ・業務の簡素化や効率化を推進するとともに、時間外勤務削減のための意識啓発を行う。
- ・長時間労働による弊害を認識させる等、時間外勤務に対する意識改革を進める。
- ・会議等について、所定勤務時間内での開催や会議終了時刻を予め設定するなど効率的な運営、実施に努める。